

## 博士論文の全文公表に関する確認票

領域 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

論文掲載元に確認の上、下記の□のいずれかにチェックを付けて提出してください。

### 記

学位が授与されたときには、博士論文の全文が神戸大学学術リポジトリの利用によりインターネットで公表されることについて、

差し支えありません。



公表に際して条件(雑誌へのリンクなど)がある場合には条件を全て記載してください。

[ ]

1年を超えて公表できません。



「博士論文全文の公表延期申請書」を提出してください。

### 【参考】

「学位規則の一部を改正する省令の施行等について(通知)」 抜粋

#### (3)代替措置の取扱いについて

改正後の学位規則第9条第2項に規定する、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることができる「やむを得ない事由がある場合」とは、客観的に見てやむを得ない特別な理由があると学位を授与した大学等が承認した場合をいい、例えば、次に掲げる場合が想定されること。この場合において、当該大学等は、当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 1 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- 2 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- 3 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

なお、「やむを得ない事由」が無くなった場合には、博士の学位を授与された者は当該博士論文の全文を、大学等の協力を得てインターネットの利用により公表すること。